

“これからの水道”

今回は関市の水道事業計画および方針をお知らせします。

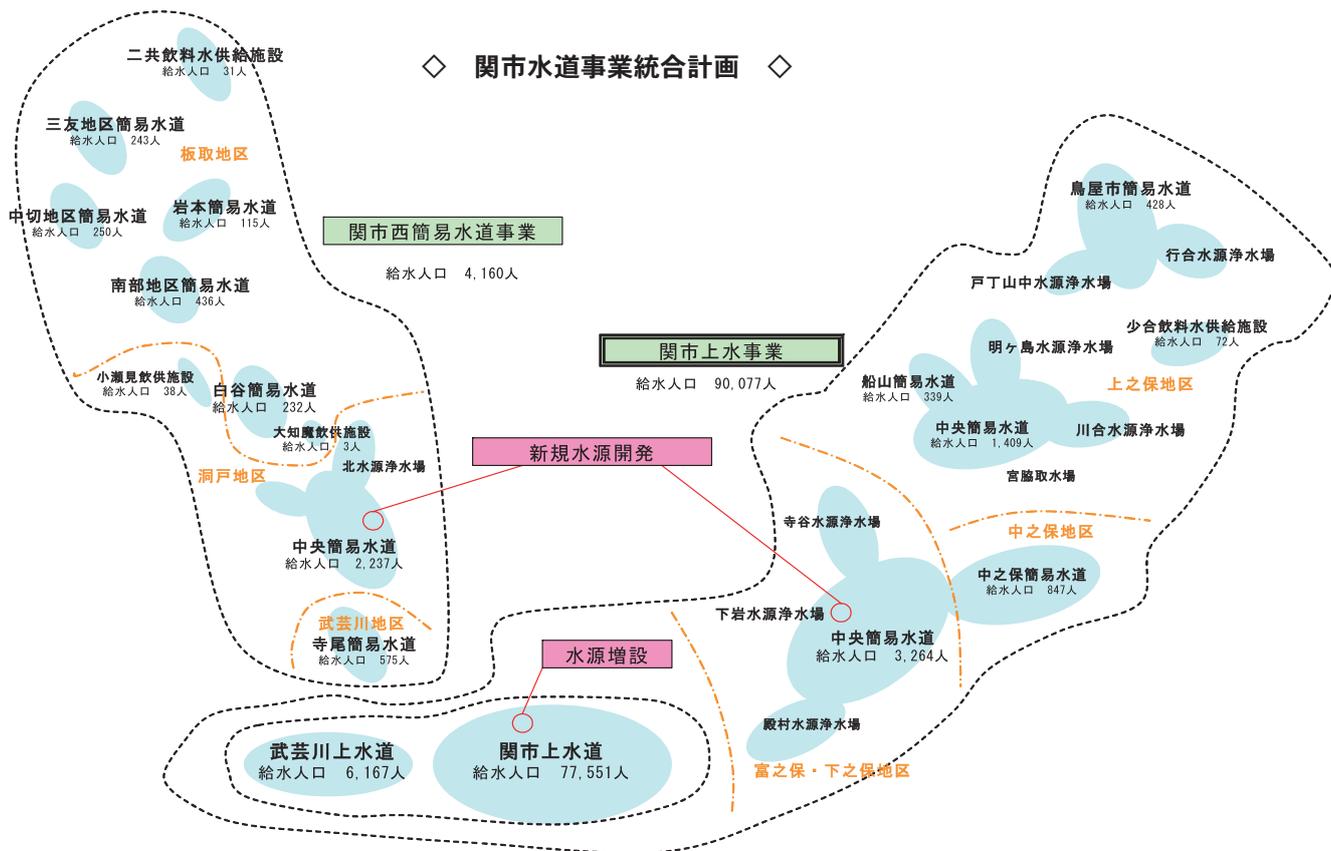
照会先 水道課 ☎ 23-7707

水道事業統合計画

平成17年2月の市町村合併に伴い、旧関市と旧武芸川町の上水道事業は統合して現在に至っています。一方で、各簡易水道、飲料水供給施設は関市簡易水道事業として水道課で運営管理を行っています。

市では、水源、浄水場などの統廃合を行い、津保川沿いの簡易水道を上水道事業と統合し、板取川沿いの簡易水道は西簡易水道事業として効率的な事業運営と経費節減による健全な経営ができるように計画しています。

また、上水道事業の情報管理、監視拠点である小瀬水源池（24時間365日体制）に各施設の情報を集約し、災害などの緊急時にも早期対応をしていきます。



これからの上下水道

《水道ミニ情報》

(1) 漏水の発見方法

宅内の蛇口を全部閉め、水道メーターのパイロット（または赤い「1リットル」の針）を確認してください。パイロット（または針）が動いている場合は給水管のどこかで水漏れが発生しています。水漏れの応急処置として、夜間など水を使用しない場合はメーターボックス内のバルブを閉めてください。蛇口から水は出なくなりますが、宅内の水漏れを止めることができます。

(2) 転出・転入時の届け出

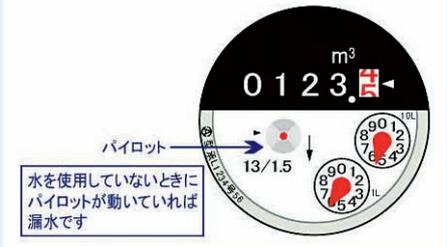
住所を変更する時は水道課へ届け出が必要です。また、水道の開始・休止などの時も必ず事前に水道課へお越しください（土・日曜日、祝日を除く）。

(3) 水道メーターの検針、取り替えにご協力を

2カ月ごとにメーターの検針にお伺いします。検針に支障をきたしますので、メーター付近には物を置かないでください。水道メーターは計量法に基づき、8年ごとに取り替えなければなりません。水道課では該当する家庭や事業所などを訪問して、順次取り替えをしていますのでご協力ください。

(4) ビルなどの貯水槽の管理

ビルなどにある貯水槽の設置者は、水槽の点検、清掃、水の検査などを年1回以上受けることが義務付けられています。貯水槽については、十分な管理をお願いします。



水道事業の今後の方針

(1) 安心：おいしい水の供給

- ◇ 清らかな水源の確保は安心した給水の確保の基本となることから、水源の保全を積極的に進めます。
- ◇ 水質検査体制をさらに充実するために、連続水質監視システムの導入を行い、水源から給水栓までを網羅する水質管理手法を実施します。

(2) 安定：いつでも安定した水の供給

- ◇ 平常時はもとより、地震などの災害時においても一定の給水を確保するため、基幹施設・管路の改良と、さまざまな場面を想定した危機管理体制を構築します。
 - ・ 小瀬水源施設改良（平成27年度完了予定）
- ◇ 漏水、赤水対策のため老朽管路の計画的な更新を行います。
 - ・ 管路などの布設替えおよび耐震化（年1km布設替え予定）
- ◇ 非常時における飲料水の確保に努めます。
 - ・ 配水池に緊急遮断弁を設置し、強い地震が発生した時に配水池の水を確保します。

(3) 安価：健全な事業の継続

- ◇ 老朽管路の計画的な更新を行い、漏水防止対策などを行うことで有収率の向上を図るとともに、動力費など運転コストの削減に努めます。
- ◇ 限られた人員のもとで、効果的・効率的な維持管理を行うため、技術の継承に努め、専門職員の適正配置や、管理委託により維持管理体制の充実に努めます。
- ◇ 市民のニーズに対応するため、ニーズの把握に努め、施設見学会などの開催やホームページ・広報などによる積極的なPRを実施し、市民に信頼される水道事業を目指します。

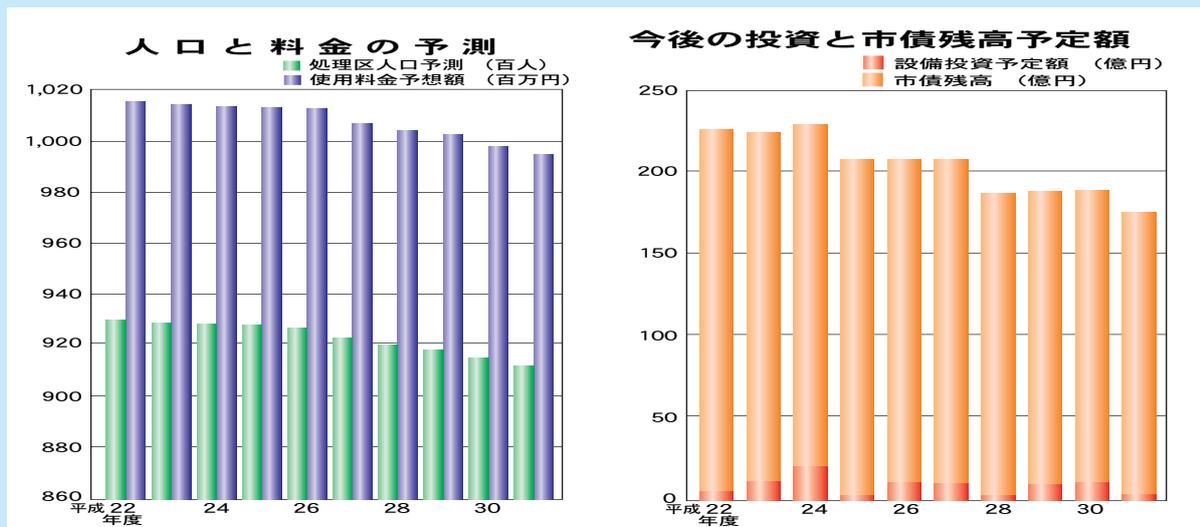
(4) 環境：環境に配慮した事業運営

- ◇ 地下水は本市の貴重な水源であるため、水道水源としての地下水涵養手法を検討します。
- ◇ 設備などの更新にあたっては、エネルギー効率の高い機器を採用するなど、一層の省エネ対策を進めます。
- ◇ 環境にやさしい水道を目指して、クリーンエネルギーの活用について検討していきます。

今後の下水道経営

照会先 下水道課 ☎ 23-7708

これからの下水道は、現在実施中の施設の耐震化や機器の更新を行った後に、伊勢湾の赤潮などの問題を解決するために、下水の処理水から窒素やリンなどを今以上に取り除くことが要求されており、この事業も計画しています。しかし、下図のように関市の人口が減少し、使用料金も減少となる予測もあり、今後はさらなる経営改善が求められます。



特に多くの農業集落排水施設の処理区域は、人口減少の傾向が著しいと大きな減収が予測されます。処理する人口が減少しても、汚水処理に必要な経費は変わりません。したがって利用者の皆様のご協力が今以上に必要になります。今後も支出の削減や、経営を安定させるために市民の皆様のご協力をお願いします。

★下水に雨水を流すことは法令に違反し罰金の対象となりますので、絶対にやめてください。